

令和2年度総合計画審議会審議要領

1 開催方針

令和2年度総合計画審議会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、原則、書面による開催とさせていただきます。

なお、状況が改善されれば、通常開催に切り替えることといたします。

2、書面審議の方法

- ① 事務局から、下記3の日程で、メール及び郵送により、関係書類を委員の皆様へ送付します。
- ② 委員の皆様は、関係書類の内容を御確認の上、下記4の「意見書様式(ひな形)」(以下、「意見書」という。)により、意見の表明をお願いします。
- ③ 記入が終わりました意見書については、メール又は同封の封筒により、事務局まで返送をお願いします。審議期間については、関係書類が委員の皆様のお手元に届いてから返送するまでの間が、概ね1週間程度となるよう設定を行う予定です。
- ④ 事務局は、委員の皆様から寄せられた意見を踏まえて、修正案を作成します。意見については、取りまとめ次第、情報共有のため、委員の皆様あてにメール及び郵送により送付いたします。
- ⑤ 修正案については、次回の審議会にお諮りいたします。

3、審議日程(予定)

審議日程については、次のとおりとさせていただきます。

なお、状況が改善されれば、通常開催に切り替えますので、その際は、基本構想時の審議方法と同様、分科会方式により行いたいと考えております。このため、第7回分については、まずは全体的な分野から、審議をお願いしたいと存じます。

月	回数	審議内容	
4月	第7回	基本計画	「はじめに」、「基本計画の構成」、「第2章 行政経営戦略」、「第3章 重点課題プロジェクト」の審議
5月	第8回		前回修正分、「第1章 基本目標①、②、③」の審議
6月	第9回		前回修正分、「第1章 基本目標④、⑤、⑥」の審議
7月	第10回	総合計画 (基本構想・ 基本計画)	前回修正分、パブリックコメントの審議
9月	—		(参考) パブリックコメント
10月	第11回		パブリックコメント反映後の総合計画の審議・答申案の決定
11月頃	—		市長への答申
12月	—		(参考) 議会への上程

4、意見書様式(ひな形)

【記入要領】

- ・施策ごと、見出しごとに意見聴取を行います。
- ・御意見がある場合は、「有」に○印を付した上で、枠内に記入をお願いします。

- 記入に当たっては、抽象的な表現ではなく、具体的な表現でお願いします。
・意見がない場合は、「無」に○印をお願いします。

(第1章及び第2章の場合)

政策(△).....

施策①.....

■現状と課題■

【意見】 有 ・ 無

■主な取組■

【意見】 有 ・ 無

■施策に関する目標達成指標■

【意見】 有 ・ 無

(第3章の場合)

重点課題.....

.....プロジェクト

■解決すべき具体的な課題■

【意見】 有 ・ 無

■アプローチとゴール■

【意見】 有 ・ 無

■ロードマップ■

【意見】 有 ・ 無

■目標達成指標■

【意見】 有 ・ 無

<事務局から費用弁償の支払いに関するお知らせ>

費用弁償は、特別職の職員が委員会等に公務のため出席したとき等に支払われる実費弁償となりますので、恐れ入りますが、書面審議の場合は報酬のみの支払いとなります。あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。